

防整技第7159号

28.3.31

一部改正 防整技第20245号

令和2年12月21日

一部改正 防整技第14865号

令和6年6月26日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

テレビ放送受信障害解消に対する処理要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長、防衛監察監

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

テレビ放送受信障害解消に対する処理要領

1 目的

この処理要領は、自衛隊施設の建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事（ただし、整備工事及び提供財産保全工事を除く。）をいう。以下同じ。）に伴い、その周辺居住者等の有するテレビ受信機（以下「受信機」という。）に地上デジタル放送受信障害（以下「受信障害」という。）が生じた場合又は生じることが明らかな場合において、共同受信施設を設置する等により受信障害を解消し、業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この処理要領は、自衛隊施設の建設に伴い、その周辺居住者等の有する受信機（NHKと受信契約が締結されている受信機をいう。以下同じ。）に自衛隊施設建設と因果関係の認められるUHF放送の受信障害が生じた場合又は生じることが明らかな場合における障害の解消について適用する。

3 用語の定義

この処理要領において次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 「受信障害」とは、受信機の受信品位を著しく損うこと（付表による品質評価5、品質評価4及び品質評価3であるものが品質評価2又は品質評価1になること。）をいう。
- (2) 「共同受信施設」とは、共同受信アンテナで受信した電波を有線で各戸に分配することにより受信障害を解消する施設のうち、共同受信アンテナから受信者側の軒先に設ける保安器までをいう。
- (3) 「個別受信施設」とは、受信障害を受ける各戸に設置されている既存のアンテナであって位置、高さ、方向等を調整したもの又は新たに設置する個別の高性能アンテナ等、個別に受信障害を解消する施設で、個別のアンテナ及び個別のアンテナから受信機までの同軸ケーブル並びにこれらの付属物をいう。
- (4) 「CATV施設」とは、放送法施行規則（昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号）の有線テレビジョン放送事業者が設置した有線電気通信設備をいう。
- (5) 「受信者」とは、自衛隊施設の建設に伴い受信障害が生じていると確認された受信機の所有者をいう。

4 事前調査

自衛隊施設の建設に伴い、受信障害が生じると想定される場合は、着工前に、電波障害事前調査を実施し、障害予測範囲を把握しておくものとする。

5 受信障害の確認

受信障害の申し出があったときは、工事の外部足場が撤去された後に、事前調査に準じて事後調査を行い、双方の結果を比較検討のうえ、自衛隊施設の建設が原因

であるかどうか確認するものとする。

6 受信障害解消方法の決定及び受信障害解消のための措置

- (1) 4の事前調査の結果等により、受信障害が生じることが明らかな場合は、共同受信施設、個別受信施設、CATV施設（又はこれらの組合せ）による解消方法について経済性を検討のうえ決定し、当省の負担により受信障害解消のための措置を講じるものとする。
- (2) 5により自衛隊施設の建設による受信障害であることが確認されたときは、当省の負担により受信障害解消のための措置を講じるものとする。
- (3) 自衛隊施設の建設中に、受信障害が発生し、完成までの期間が相当長期にわたる場合は、仮設的な受信障害解消のための措置を講じることができるものとする。

7 施設の維持管理

- (1) 当省が設置した共同受信施設は、法令の定めるところにより国有の財産とする。
- (2) 共同受信施設の維持管理（整備点検、増幅器の維持、有線の共架等）は、基本的には当省の責任と負担で行うものとする。
ただし、受信者の住戸内施設の維持管理は、原則として、それぞれの受信者に行わせるものとする。
- (3) 共同受信施設は、受信者に無償で使用させるものとする。
- (4) 共同受信施設の設置に先立ち、受信者との間に別紙様式第1を標準として協定書を作成し、共同受信施設の設置後の施設の使用及び維持管理の責任と負担の範囲等を明確にするものとする。
- (5) 個別受信施設の維持管理は、原則として、それぞれの受信者に行わせるものとし、別紙様式第2を標準として同意書を徴しておくものとする。
- (6) CATV施設の利用に先立ち、受信者との間に別紙様式第3を標準として協定書を作成し、CATV施設の使用及び維持管理の責任と分担の範囲等を明確にするものとする。
- (7) 共同受信施設及びCATV施設による受信障害対策工事の完了時には、受信者から別紙様式第4を標準として完了確認書を徴し、受信障害が解消したことを確認しておくものとする。

8 後住者の取扱い

共同受信施設の設置後において、受信障害区域内へ新たに転入した者（以下「後住者」という。）が、同施設の利用を申し出たときは、利用させることができる。

ただし、これにより新たに必要となる施設及び維持管理の費用は、後住者の負担とする。

9 委任規定

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、整備計画局施設整備官が定めるものとする。

地上デジタル放送評価表

画像評価	内 容
3	正常に受信。
2	ブロックノイズや画面フリーズあり。
1	受信不能。
品質評価	内 容
5	きわめて良好：画像評価3で、 $BER \leq 1E-8$
4	良好：画像評価3で、 $1E-8 < BER < 1E-5$
3	おおむね良好：画像評価3で、 $1E-5 \leq BER \leq 2E-4$
2	不良：画像評価3ではあるが $BER > 2E-4$ 、または画像評価2
1	受信不能：画像評価1

BER：ビット誤り率

協定書（共同受信施設用）

テレビ共同受信組合代表者 を甲とし、 駐屯地司令を乙とし、地方
防衛局長を丙として、建設に係るテレビ放送受信障害の解消及びこれに伴う維持管
理に関して次のとおり協定を締結する。

（受信障害解消施設の設置）

第1条 丙は、次に表示する施設の建設が原因となって、この協定書締結時において、
テレビ放送受信障害を受けている甲の構成員のために、障害を解消するのに必要
な共同受信施設を丙の経費負担により設置する。

建物の名称

所在地

2 前項のテレビ放送受信障害を解消するために必要な共同受信施設は、次に掲げ
るものとする。

(1) 共同受信アンテナ及びその支持物等

(2) 共同受信アンテナからテレビ受信機の所有者の住戸の軒先に設置する保安器
及び保安器までの同軸ケーブル及びその支持物等

(3) (2)の同軸ケーブルの中間又は端部に必要に応じて接続された増幅器、混合（分
波）器、分配器、分岐器、保安器等

3 引込線（住戸の軒先に設置される保安器の出力端子からテレビ受信機までのケ
ーブル等及びその支持物）は、甲の構成員が自らの経費負担により設置するもの
とする。

4 受信障害解消施設の設置完了は、完了確認書をもって行うものとする。

（補償電波）

第2条 テレビ放送受信障害の解消を必要とする対象テレビジョン放送電波は、次
に掲げるものとする。

UHF：NHK総合（c h）、NHKEテレ（c h）、〇〇テレビ（c h）、〇
〇放送（c h）

（受信施設及び土地等の使用）

第3条 第1条第1項により設置した施設を甲は無償で使用することができる。

2 丙が共同受信施設を設置するために、甲の構成員の敷地内の一部等を使用する
場合の用地の使用料については甲の負担とする。

（維持管理）

第4条 共同受信施設の維持管理は乙の責任で行うものとし、維持管理の期間は共
同受信施設が不要となるまでの間とする。

2 第1条第3項の施設の維持管理は、甲の構成員が自らの責任と経費の負担にお
いて行うものとする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、甲の構成員の責めに帰すべき理由により、共同受信施設を損傷したと

きは、速やかに乙にその旨を通知するとともに、甲の経費の負担により原状に回復するものとする。ただし、天災、地変等による不可抗力の場合は、乙又は丙の責任において行うものとする。

2 甲の構成員が前項の義務を履行しない場合は、乙は甲に共同受信施設の廃止を通告することができる。

(後住者に対する共同受信施設の利用)

第6条 甲は、乙又は丙が甲以外のものに共同受信施設を利用させる必要があると認めるときは、その者に必要な施設を利用させるものとする。

ただし、これにより新たに必要とする施設及び維持管理の費用はその者の負担とする。

(乙及び丙に対する通知)

第7条 甲は、次のいずれかに該当するときは直ちにその旨を乙及び丙に通知するものとする。

(1) 住所、名称、代表者等を変更し、又は解散したとき。

(2) 共同受信施設が不要となったとき。

(異議申立て)

第8条 丙が共同受信施設を設置した後は、甲は受信障害について、一切の異議の申立て及び費用の請求をしないものとする。

(協力義務)

第9条 甲は、乙及び丙が共同受信設備の設置及び維持管理が円滑に行えるよう乙及び丙に協力するものとする。

2 甲は、乙及び丙が甲に対してテレビ電波の障害に関して調査をし又は報告を求めてきたときは、これに協力するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、本協定に定める義務を履行しないため、乙及び丙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(設置場所の変更)

第11条 甲の構成員は、住居等の新築又は改築等により丙が所有する保安器等の施設を移転しようとする場合は、乙に届け出るものとし、設置場所移転に伴う費用は、甲の構成員が負担するものとする。

(継承)

第12条 甲は、甲の施設を第三者に譲渡する等所有権名義に変更を生じる場合は、甲は責任をもって本協定の主旨を当該第三者に継承させるものとする。

(定めのない事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定の締結に際して、甲、乙及び丙は本文書を3通作成し、それぞれ1通を保有する。

年 月 日
甲 住所
氏名 テレビ共同受信組合
代表者

乙 住所
氏名

丙 住所
氏名

同意書

建設に係るテレビ放送受信障害については、個別受信施設設置により解消したので、今後、防衛省に異議申し立てをいたしません。

年 月 日

住所

氏名

地方防衛局長

殿

協定書（CATV施設用）

テレビ共同受信組合代表者を甲とし、駐屯地司令を乙とし、地方防衛局長を丙とし、有線テレビジョン放送事業者を丁として、建設に係るテレビ放送受信障害の解消及びこれに伴う維持管理に関して次のとおり協定を締結する。

（受信障害解消施設の設置）

第1条 丙は、次に表示する施設の建設が原因となって、この協定書締結時において、テレビ放送受信障害を受けている甲の構成員のために、障害を解消するために必要な有線テレビジョン放送施設（以下「CATV施設」という。）を丙の経費負担により設置する。

建物の名称

所在地

2 前項のテレビ放送受信障害を解消するために必要なCATV施設は、次に掲げるものとする。

(1) 受信アンテナからテレビ受信機の所有者の住戸の軒先に設置する保安器及び保安器までの同軸ケーブル及びその支持物等

(2) (1)の同軸ケーブルの中間又は端部に必要に応じて接続された増幅器、混合（分波）器、分配器、分岐器、保安器等

3 引込線（住戸の軒先に設置される保安器の出力端子からテレビ受信機までのケーブル等及びその支持物）は、甲の構成員が自らの経費負担により設置するものとする。

4 受信障害解消施設の設置完了は、完了確認書をもって行うものとする。

（補償電波）

第2条 テレビ放送受信障害の解消を必要とする対象テレビジョン放送電波は、次に掲げるものとする。

UHF：NHK総合（ch）、NHKEテレ（ch）、〇〇テレビ（ch）、〇〇放送（ch）

（CATV施設及び土地等の使用）

第3条 第1条第1項により設置した施設を甲は無償で使用することができる。

2 丁がCATV施設を設置するために、甲の構成員の敷地内の一部等を使用する場合の用地の使用料については甲の構成員の負担とする。

（維持管理）

第4条 CATV施設の維持管理は丁の責任で行うものとし、維持管理の期間はCATV施設が不要となるまでの間とする。

2 丁は、維持管理のための連絡窓口を設け甲の構成員に対して、連絡先を書面にて通知するものとする。

3 第1条第3項の施設の維持管理は、甲の構成員が自らの責任と経費の負担において行うものとする。

(原状回復義務)

第5条 甲は、甲の構成員の責めに帰すべき理由により、CATV施設を損傷したときは、速やかに丁にその旨を通知するとともに、甲の経費の負担により原状に回復するものとする。ただし、天災、地変等による不可抗力の場合は、丁の責任において行うものとする。

2 甲の構成員が前項の義務を履行しない場合は、丁はあらかじめ乙及び丙と協議のうえ、甲にCATV施設の廃止を通告することができる。

(乙、丙及び丁に対する通知)

第6条 甲は、次のいずれかに該当するときは直ちにその旨を乙、丙及び丁に通知するものとする。

(1) 住所、名称、代表者等を変更し、又は解散したとき。

(2) CATV施設が不要となったとき。

(異議申立て)

第7条 丙がCATV施設により受信障害解消のための措置を講じた後は、甲は受信障害について、一切の異議の申立て及び費用の請求をしないものとする。

(協力義務)

第8条 甲は、CATV施設の設置及び維持管理が円滑に行えるよう丁に協力するものとする。

2 甲は、乙、丙及び丁が甲に対してテレビ電波の障害に関して調査をし又は報告を求めてきたときは、これに協力するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、本協定に定める義務を履行しないため、丁に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(設置場所の変更)

第10条 甲の構成員は、住居等の新築又は改築等により丁が所有する保安器等の施設を移転しようとする場合は、丁に届け出るものとし、設置場所移転に伴う費用は、甲の構成員が負担するものとする。

(継承)

第11条 甲は、甲の施設を第三者に譲渡する等所有権名義に変更が生じる場合は、甲は責任をもって本協定の主旨を当該第三者に継承させるものとする。また、丁は、丁の地位に変更が生じた場合は、丁は責任をもって本協定書の主旨を当該第三者に継承させるものとする。

(定めのない事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙丙丁協議して定めるものとする。

本協定の締結に際して、甲、乙、丙及び丁は本文書を4通作成し、それぞれ1通を保有する。

年 月 日
甲 住所
氏名 テレビ共同受信組合
代表者

乙 住所
氏名

丙 住所
氏名

丁 住所
会社名
代表者

完了確認書

建設に係るテレビ放送受信障害については、受信障害対策工事が完了したことを確認しました。

年 月 日

住所

氏名

地方防衛局長

殿